

令和4年度 名寄市消費生活セミナー

# 若者からシニアまで 身近にひそむ 消費者トラブル ～知っておきたい法律の話～



今年4月の成人年齢18歳引き下げを契機に、悪質商法など若者の消費者トラブル増加が懸念されています。周りの家族や大人の気づきが、若者をトラブルから守り被害を未然に防ぐことができます。また、近年「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」などの被害が後を絶ちません。若者からシニアまで、近年実際に起きている悪質商法の典型的な手口を知り、事例に学んで予防しましょう！

とき

令和4年 **8月6日** (土)  
13:00～14:30

参加無料

ところ

駅前交流プラザ「よろーな」大会議室  
(名寄市東1条南7丁目1-10)

講師

赤坂山王法律事務所 (東京都)  
弁護士 **竹内 留美氏**



申込

定員 **50名** ※申込期限 **8/5(金)**  
電話・FAX・メールでお申込みください

●申込・問合せ 名寄市消費生活センター  
【電話・FAX】01654-2-3575  
【メール】ny-shouhi@city.nayoro.lg.jp

冊子



参加者  
プレゼント

クリアファイル

【主催】名寄市消費生活センター  
【共催】名寄消費者協会

※講演の開催にあたり、感染拡大防止対策を行っております。